

平成 2 7 年 第 5 回

教育委員会定例会会議録

平成 2 7 年 5 月 1 3 日

中央区教育委員会

平成 27 年第 5 回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成 27 年 5 月 13 日（水） 午後 2 時 00 分

場 所 中央区役所 6 階会議室

出席委員 中央区教育委員会委員長 松川昭義  
委 員 窪木登志子  
委 員 竹田圭吾  
委 員 鈴木ゆか  
教育長 齊藤 進

説明のために出席した事務局職員

次 長 坂田直昭  
庶務課長 高橋和義  
副 参 事 斎藤公一  
学務課長 伊藤孝志  
指導室長 佐藤 太  
副 参 事 吉野達雄  
統括指導主事 柄澤武志  
統括指導主事 丸山順子  
図書文化財課長 俣野修一

説明のために出席した区長部局職員

文化・生涯学習課長 吉原利明

書 記 中央区教育委員会事務局

教育行政推進係長 鷲頭隆介  
教育行政推進係員 原田千恵

開 議 午後 2 時 00 分松川委員長開会宣言

会議規則第 30 条による署名委員

委員長 松川昭義  
委 員 窪木登志子

日程第 1 議案第 35 号

中央区教育委員会公告式規則の制定について

日程第 2 議案第 36 号

中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の  
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について

- 日程第 3            議案第 3 7 号  
                         中央区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
- 日程第 4            報告事項  
                         各課事業報告について

委員長

まず、開会に先立ちまして、私から皆様にご報告を申し上げます。

中央区では今年も省エネルギーの普及啓発のため、既に5月1日から10月31日までの間、ノーネクタイ、ノー上着等の軽装で業務を行うクールビズに取り組んでおります。教育委員会といたしましてもこの取り組みに協力することとし、会議等ではクールビズに努めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いいたします。

それでは、ただいまから平成27年第5回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録の署名委員を指名いたします。

本日は、窪木委員にお願いをいたします。

なお、案件の関係で、区民部文化・生涯学習課長に出席をお願いしております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、本日の日程に入ります。日程第1、議案第35号を議題といたします。

議案第35号を朗読願います。

(書記朗読)

委員長

それでは、次長から提案説明を願います。

次長

議案第35号「中央区教育委員会公告式規則の制定」について、提案説明。

委員長

ただいまの説明についてご質問等ございましたら、お伺いいたします。

窪木委員

規則の第2条のところに規則の公布というのがございまして、この公布というのは第2条に記載されている公告式によって行うという理解でよろしいのでしょうか。と申しますのは、第2項が「掲示することを公告式とする」という条文になっていまして、公布をどういう形で行うのかというのがどこかに書いてあるのかなと思うんですけれども、どこを読めばよろしいのでしょうか。

次長

公告式とは、条例・規則の効力を発生するために広く周知する方法ということでございます。窪木委員がおっしゃるように、規則の公布という行為は、2条の2項に書いてありますとおり、区役所・出張所の掲示場に掲示することをもって公告をすることと考えております。ただ、それに先立ちまして、2条の1項のほうでは、公布原本と言われるものに教育委員会の新教育長が署名をする旨もあわせて、規定しております。

窪木委員

そうすると、この2条の2項は、教育委員会規則は掲示場に掲示することを公告式として、規則は公告式とするという読み方でよろしいですか。つまり2項に2つの意味が入っているような気がします。要するに結論としましては、規則の公布は公告式により、公告式の内容は区役所及び特別出張所の掲示場に掲示することであるという2つの意味があるという理解でよろしい

でしょうか。

次 長 はい。そのとおりでございます。私どもも他の自治体の規定を確認いたしまして、このようなご提案をいたしましたところでございます。

窪木委員 了解しました。

委 員 長 ほかにご質問等ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委 員 長 ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 異議ないものと認めます。よって、議案第 3 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2、議案第 3 6 号を議題といたします。

議案第 3 6 号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

委 員 長 それでは、次長、提案説明願います。

次 長 議案第 3 6 号「中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼」について、提案説明。

委 員 長 ただいまの説明についてご質問等ございましたら、お伺いをいたします。

(「なし」の声あり)

委 員 長 それでは、ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 3 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3、議案第 3 7 号を議題といたします。

議案第 3 7 号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

委 員 長 それでは、次長から提案説明願います。

次 長 議案第 3 7 号「中央区いじめ問題対策委員会委員の委嘱」について、提案説明。

委 員 長 ただいまの説明についてご質問等ございましたら、お伺いをいたします。

(「なし」の声あり)

委 員 長 それでは、ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 それでは、ご異議ないものと認めます。よって、議案第 3 7 号は原案のと

おり可決されました。

次に、日程第4、報告事項のうち、(1)について報告願います。

庶務課長 「平成27年予算特別委員会における教育費の主な質疑」について、口頭により報告。

委員長 ただいまのご報告についてご質問等ございましたら、お伺いをいたします。

竹田委員 教師の多忙感の解消についてですが、「超過勤務時間数の調査の時期とその理由、改善されていないことへの見解」との質問に対して、改善されていないことへの見解について、もう少し細かく質疑に対して回答されたのでしょうか。

指導室長 超過勤務時間調査は、2月の下旬に行っていることを回答しております。

補足させていただきますと、午後5時前後で勤務時間は終わりますが、例えば午後6時とか午後7時など超過勤務となって、退勤する教員が一定数おります。

本区といたしましては、少人数教育の教員や体育指導補助員の区の非常勤講師などのマンパワーを活用して事務分担をしながら、事務量を軽減しております。また、これから本格導入していく校務支援システムを稼働させることにより多忙感の解消に務めていく旨、ご回答しております。

また、教員の勤務そのものが教員の主体性による部分が大きく、教材研究にしましても、やればやるだけ時間を使ってしまいますし、卒業式や入学式におきましても、教室の装飾をやり始めると、どこまでで終わりということがありません。教員が主体的に取り組むものであって、ここまでする勤務であるということがわかりにくくなっております。そのような中で調査をした結果、退勤時刻が午後5時を過ぎているという旨、ご回答しております。

竹田委員 一定数というのはおおよそどれくらいでしょうか。

指導室長 例えばこの時期に午後8時に退勤する教員は、幼稚園では40%、小学校では30%、中学校では24%でございます。

竹田委員 今回の数字を伺うと、実態として超過勤務はかなりの程度だと僕は思うのですけれども、勤務時間の超過と多忙感というのは別物だと思います。多忙感は、確かに今ご説明にあったように、主観的な部分がどうしても入ってくると思うのですが、勤務時間が超過しているというのは客観的な実態で、それをどのように改善するかということです。それは労働基準から考えて当然必要な措置だと思いますが、どの辺までやるかやらないかという問題とは違うと思います。それに対して、ここで改善されていないことへの見解はという質問があったとすれば、どのようなご説明をされたのかと思い伺いました。

指導室長 超過勤務については会議の縮小や役割分担の効率化、校務支援システムの活用により超過勤務の解消につなげていきたいとご回答しております。

竹田委員 昨年と一昨年とを比べて、超過勤務時間は減っていますか。

指導室長 減っているとも増えているとも言える状態ではありません。

竹田委員 毎年年度末に調査を行っていて、超過勤務が減っていないのであれば、少なくとも今までの改善措置というのは奏功してないということですよね。だから実効性ある措置を考えていかなければならないと思います。

教 育 長 ご指摘のとおりでして、超過勤務時間ということで捉えると、室長がお答えしたように、時間として具体的に成果が出ておりません。これは勤務の仕方にもかかわってくるのですけれども、私どもの考えでは校務や事務にかかわる部分についての負担は減らしていく考えでおります。

ただ、教員が自主的に行っている授業改善や授業のための取組を、どの程度規制するかということはかなり難しい点もありまして、このような自主性については時間で切ってよいものかという問題がございます。全体の超過勤務時間を減らすことについては、学校単位で校長が全体の進行を見ながら指導していくようにしているところですが、教員の自主的な取組については軽減しづらい点もあるので、さらに指導室が、超過勤務の実態を見ながら減らせるところは減らしてもらう取組をしていきたいと思っております。現在は校務を減らした時間が教務の時間に置き換わっていく途上であると考えております。

委 員 長 的が外れるかもしれませんが、民間では早帰りの日を決めていますけれども、学校ではそのような取組はあるのでしょうか。

指導室長 一部の学校では、校長が職員に対して定時退勤日を定めていたり奨励しております。例えば金曜日は定時退勤としたり、午後6時には消灯する取組をしている学校がありますので、そのような事例を紹介しながら超過勤務の削減につなげていきたいと考えております。

委 員 長 防犯カメラはいろいろと整備されていますが、通学路への設置はこれからということですか。

学務課長 はい。これから設置してまいります。現在、学校にはそれぞれの通学路の状況を踏まえて、どこに設置したらよいか調べてもらっております。実際には物理的な問題による設置の可否や台数制限がありますので、犯罪抑止の効果がより高い場所を選出します。これから6月、7月にかけて、防犯カメラの設置事業者が、各学校の通学路を、再度、犯罪抑止効果の視点から点検した結果を踏まえて決定していく予定です。内容が固まりましたら、改めてご報告したいと考えております。

委 員 長 これは学校の規模によって多少台数が違いますか。

学務課長 学校の規模にかかわらず、各校5台を前提に考えております。

委 員 長 生徒の通学範囲も随分違うでしょうし、大人数の学校と少人数の学校では、

状況が違うように思います。

学務課長        ご指摘のとおりでございます。私どもも初めての試みですので、前提はただいま申し上げたとおりでございますが、状況を見ながら、設置目的にかなうように進めていきたいと考えております。

委 員 長        ありがとうございます。

それでは引き続き、(2) 及び (3) について報告をお願いいたします。

学務課長        「区立学校における事故発生状況の推移」について、資料 1 により報告。

「久松・月島第二小学校の給食室改修工事に伴う弁当給食の提供」について、資料 2 により報告。

委 員 長        それでは、資料 1 と 2 についてご質問等あれば、お伺いいたします。

窪木委員        資料 1 は、先ほどご説明いただいたとおり、授業中や休憩時間中は事故件数が増えています。児童数も増えているけれども、有意に増えていると思いますので、これを受けて学校・生徒への指導は何か行われたのでしょうか。

学務課長        この実績は、まだ校長・園長会での報告をしておりませんので、次の校長・園長会で報告し、あわせてポイントとなる部分について説明・指導をしてまいりたいと考えております。

窪木委員        児童の安全のためによりしくお願いします。

委 員 長        幼稚園が意外と落ち着いているというか、指導が行き届いているというか、目が行き届いているというか、安定しているようですね。

学務課長        幼稚園の件数そのものは落ち着いております。報告事例を見ますと、幼稚園はけがをする場面がかなり限られております。遊具で遊んでいるときに誤って事故が起きるというケースがありますが、ある程度教員の指導と目配りでケアできる部分もあるものと受け止めております。

竹田委員        運動会の時間は「その他」に含まれるのですか。

学務課長        ご指摘のとおりでございます。運動会でのけがは「その他」に含まれております。

竹田委員        最近、7 段ピラミッドというものがありますが、一般論で結構ですけども、どのような見解をお持ちでしょうか。

指導室長        さまざまな報告がされておりますけれども、いわゆる 7 段ピラミッドと組体操は、日本の小学校・中学校の運動会の行事として、協力して成功することができたという達成感があるとともに、保護者や地域の方々も楽しみにしているようです。

しかしながら、けがについては全国で発生している状況もありますので、本区といたしましては、安全マットを敷いて安全に十分に配慮しながら練習して当日を迎えておりまして、特に禁止はしておりません。

竹田委員        わかりました。

委員長 子供が学校でけがをすると、父兄から学校に抗議があったり、親同士がけんか状態になるということを聞きますが、今回の報告には何か問題になっていることはあるのでしょうか。

学務課長 今のご報告は事故の件数と教育活動における時間帯についてご報告しておりますが、委員長ご指摘のように、事故の中には実際に学校側に保護者の方からご意見をいただき、その後の対応について指導室の指導を受けながら学校が対応しているというケースがございます。

指導室長 この件数は、事故報告書という報告書に基づいており、いつ、だれが、どこで、どのように、どの部位をけがしたか、そしてどのような対応をしたかということをまとめております。それが学務課に報告された後に指導室と共有されます。その中でいろいろ学校と保護者の間に意見の相違がある場合については指導室が学校に対して指導したり、場合によっては保護者等の中に入って解決できるよう取り組んでいます。

この資料の中には問題になっている件数は出てきませんが、そのような事例は指導室もつかんでおりまして、適切に対応しております。

委員長 今、問題になっている具体例は何かありますか。

指導室長 現在、特に大きな問題になっているということはございません。過去に体育の授業で、十分に準備をして指導したものの、けがをしたことで問題になった例はございます。

委員長 先ほどの給食の件ですが、1食いくらぐらいのお弁当が出るのでしょうか。

学務課長 税抜535円でございます。

委員長 給食と比較するといかがでしたか。

学務課長 栄養価の摂取基準をきちんとクリアしていて、コンパクトにまとめられております。

委員長 それでは引き続き、(4)から(7)について報告をお願いいたします。

吉野副参事 「平成27年度中学生海外体験学習」について、資料3により報告。

指導室長 「平成27年度メンタティーチャー」について、資料4により報告。

委員長 それでは、資料3、4についての質問等ございましたら、お伺いをいたします。

鈴木委員 サザランドの海外体験学習は、かなり根づいてきていると思いますが、選抜において作文などがあるのでしょうか。

吉野副参事 各学校とも面接が中心となっておりますが、例えばオーストラリアのことを英語でプレゼンするなど、少し工夫しております。ただ、4校とも同じというわけではありません。

鈴木委員 小学校で国際教育をこれから始めるに当たって、オーストラリアへ行った中学生が地元の小学校へ行って、小学生に体験してきたことを報告するとい

いかと思います。

そして、小学生のうちから、中学校に進んだらこのような体験ができるとか、応募したら自分も行けるかもしれないというイメージを植えつけてあげれば、今までとは違うタイプの子が、中学校に行ったら自分も応募してみたいというようになるかと思います。

吉野副参事

ありがとうございます。中学生には戻ってきってから、それぞれの学校で発表会を行っております。スタイルは若干違うのですが、文化祭や集会で発表会をしております。委員がおっしゃったように、小学校への活用や連携は大事だと考えております。

昨年度、国際教育のパイロット校である常盤小学校には声をかけたのですが、日程の調整がつきませんでした。今年度は、中学生が小学校を訪問して、発表会をしたり、英語での交流をしたりしたいと思います。それとともに、オーストラリアのサザランド市の中学生をこちらでも受け入れておりますので、その中学生を小学校に連れていって交流するということも昨年度から始めております。そのような形で小学校と中学校が連携し、海外体験学習の効果を十分に活用して今後さらに充実を図っていきたいと考えております。

窪木委員

資料4について、メンタティーチャーのシステムには大賛成ですが、活動内容を見ますと、複数指導のようになっておりますが、これ以外にも個別に相談しようとすれば応じていただけるのでしょうか。

指導室長

委員がおっしゃったとおり、個別相談という形で、例えば学級支援の悩みの相談や、研究授業の指導案と一緒に考えることなどを、双方で行き来しながら行っております。

窪木委員

メンタティーチャーでなくても、教員同士でも先輩・後輩で、メンタティーチャーがいることによってより一層相談しやすいことで、効果は出ているというご認識でしょうか。

指導室長

各学校の先輩・後輩の間での相談については、全都的にOJTとしてどの学校でも進めております。

それとは別に本区独自の取組として、職層に分かれて指導するOJTではなく、同僚としてのメンタティーチャーがごございます。OJTとメンタをうまく活用させることで、若い教員の指導力を上げる効果は出ていると考えております。

委員長

それでは引き続き、資料5と6についてお願いします。

指導室長

「平成26年度区立中学校卒業生の進路状況」について、資料5により報告。

「平成26年度区立小中学校における不登校・いじめの状況」について、

資料6により報告。

委員長

質問がございましたら、お伺いをいたします。

年間欠席30日というのは国の基準なのでしょうか。

指導室長

これは国の調査に基づいた年間での統計でございます。

委員長

年間でということなんですね。

指導室長

年間です。そのため、年度内の1月から3月までに継続的に登校できるようになりましても解消した数にはカウントされません。

委員長

私は、年間で欠席30日以上よりも、欠席が集中することが問題だと思います。

指導室長

不登校のさまざまな研究の中で、インフルエンザ等の病欠を除き、何らかの原因による3日連続の欠席は一つの兆候だと言われております。そこで、昨年度から3日連続欠席した場合、その都度学校から連絡し、1週間以内に当該児童・生徒の状況を確認して対策を検討する校内委員会を立ち上げております。

そのように取り組むことで、長期欠席にならないよう、未然に対策をとっております。

委員長

それでは引き続き、(8)についてご報告をお願いいたします。

文化・生涯学習課長

「家庭教育学習会実施に関する幼稚園・小・中学校への協力依頼」について、資料7により報告。

委員長

ありがとうございました。ただいまのご報告についてご質問等ございましたらお願いいたします。

裏面の記載は参加人数ということでよろしいですか。

文化・生涯学習課長

裏面には、ご参考までに平成26年度の参加人数を記載しております。後ほどごらんいただければと考えています。

委員長

学校で実施しているのですよね。

文化・生涯学習課長

はい。学校で開催しております。費用につきましては、地域家庭教育推進協議会が講師謝礼を負担しております。

委員長

ありがとうございます。

それでは引き続き、(9)についてご報告をお願いします。

庶務課長

「意見・要望」の2件目について、資料8により説明。

指導室長

「意見・要望」の1件目について、資料8により説明。

委員長

ただいまの説明でご質問等がございましたら、お伺いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長

それでは、文化・生涯学習課長は退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(文化・生涯学習課長退席)

委 員 長        これで本日の日程は終了いたしますが、委員の方からご意見等がございましたら、お伺いをいたします。

(「なし」の声あり)

委 員 長        それでは、ご意見等ないので、これで本日の委員会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 2 6 分   松川委員長閉会宣言  
署名委員